

第5章 計画の推進

1 取組目標

(1) 計画の評価指標及び目標値の設定の考え方

計画の必要性・妥当性を市民・関係者の皆様に客観的かつ定量的に示すとともに、PDCAサイクルを確立し、適切な評価に基づきより実効性のある計画とするため、課題解決のためのまちづくりの方針・誘導施策等の取組により目標を達成することで、期待される効果を定量化する必要があります。

計画の取組目標については、第3章立地の適正化に関する基本的な方針に定めるまちづくりの方針の進捗を評価する指標として設定します。

(2) 評価指標及び目標値の設定

計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値を次のとおり設定します。

目標		
誘導すべき施設の立地		
評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）
総合交通拠点施設	— (平成30年)	1 施設 (令和7年)
障害者福祉施設 ^{※1}	8 地域 (平成30年)	11 地域 ^{※2} (令和2年)

評価指標の設定の考え方
生活利便性や人々の交流が促進されていることを検証するため、各拠点における誘導施設で設定した、誘導すべき施設の立地状況を評価指標とします。

目標値の設定の考え方
関連計画等の目標値に準じて目標値を設定します。
・関連計画の目標年以降の目標値が示された場合は、その数値を目標値とします。

指標の算定方法
関連計画の進捗状況から、立地状況を把握します。

※1 障害者福祉施設については、誘導施設の設定を基に全ての地域に施設を立地させることを目標値とします。

※2 新たに誘導する地域として、障害者福祉施設は、警固屋、吉浦、川尻地域を想定しています。

目標

安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導

評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）
居住誘導区域内の人口密度	66.3 人/ha [※] （平成 30 年） <small>※住民基本台帳の町丁別人口を集計して算出</small>	現状維持 （令和 17 年）

評価指標の設定の考え方

安全で生活利便性が高い市街地へ居住を誘導することで、安心して暮らせるまちづくりが推進されていることを検証するため、居住誘導区域内の人口密度を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

現在の居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標値とします。

指標の把握方法

住民基本台帳の町丁別人口を基に、居住誘導区域内の人口を集計し、人口密度を算出します。

目標

移動手段である公共交通の確保

評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）
公共交通利用者数	鉄道 896 万人/年 [※] （平成 30 年） 路線バス 783 万人/年 [※] （広島電鉄）（平成 30 年） 生活交通 48 万人/年 [※] （生活バス+乗合タクシー）（平成 30 年） <small>※公共交通事業者資料</small>	現状維持 （令和 6 年）

評価指標の設定の考え方

効率的で効果的な公共交通ネットワークの確保や地域に実態に即した交通サービスの確保等を通じて、鉄道や路線バスを活用しながら日常の暮らしの中で自由に移動することが出来る環境づくりが進んでいることを検証するため、公共交通利用者数を評価指標とします。

目標値の設定の考え方

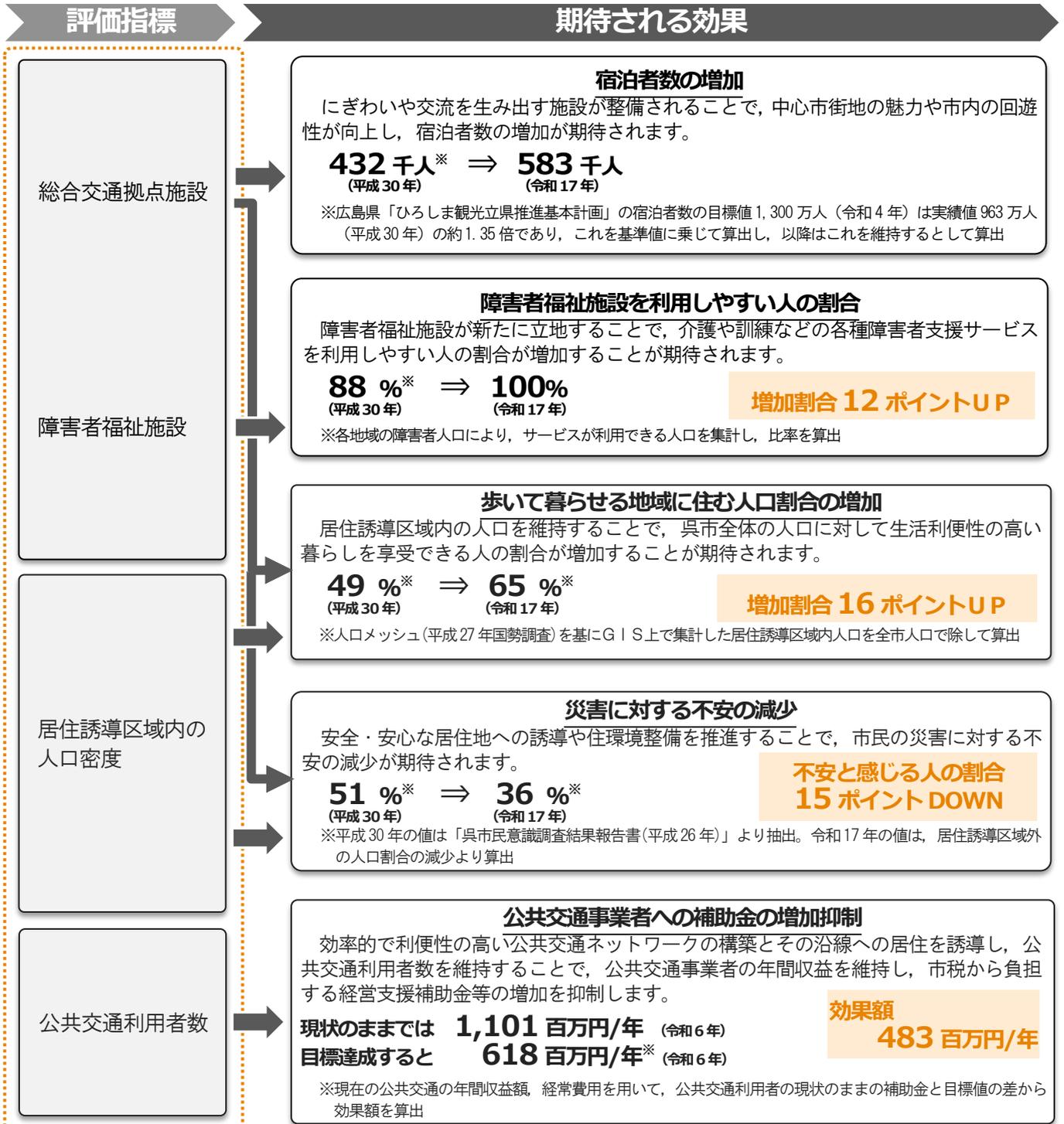
- 「呉市地域公共交通網形成計画」の目標値に準じて目標値を設定します。
- ・「呉市地域公共交通網形成計画」の目標値に合わせて、本計画の目標値についても見直します。

指標の算定方法

交通事業者からの利用実績の報告を基に集計し、公共交通利用者数を把握します。

(3) 目標達成により期待される効果

目標値が達成された場合に期待される効果について次のとおり示します。次の図に示す効果以外にも、公共交通の利便性の向上による外出機会の増加やそれに伴うにぎわいの増加、高齢者の健康増進など様々な効果が考えられますが、代表的なものについて記載します。また本計画は、関連計画と連携し、課題解決を推進する計画であるため、関連計画の施策や目標の更新・見直しに応じて、期待される効果についても見直します。



↓ 全てを達成することで...

呉市の住みよさの満足度の向上

すべての目標を達成することで、呉市を住みよいと感じる市民の割合の向上が期待されます。

70%* ⇒ **79%**
(平成30年) (令和17年)

満足度 9ポイントUP

※平成30年の値は「呉市民意識調査結果報告書(平成26年)」より抽出。令和17年の値は、居住誘導区域内の人口割合の増加より算出

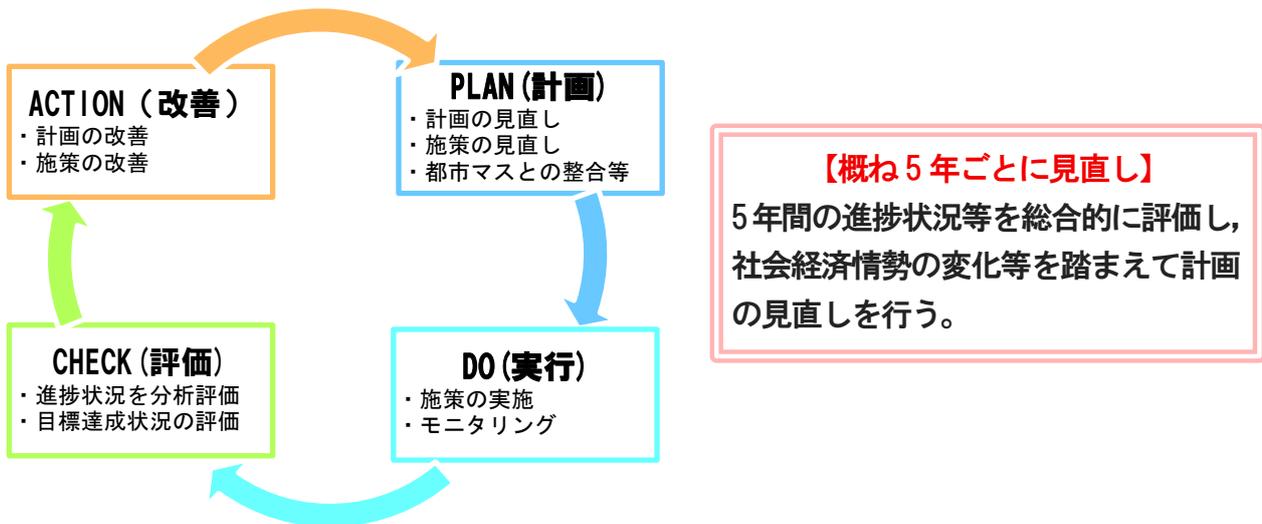
2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理等

計画の進行管理に当たっては、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を呉市都市計画審議会及び呉市議会に報告し、施策の充実・強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に計画や関連する都市計画の見直し等を行います。

計画の見直しの際は、必要に応じて、住民説明会やパブリックコメント、関係団体へのヒアリング等を実施し、意見聴取を図るとともに、計画の進捗状況等をホームページなどを通じて適宜周知し、住民、企業及び行政が一体となって計画の推進に向けて取り組みます。

■計画の進行管理のイメージ

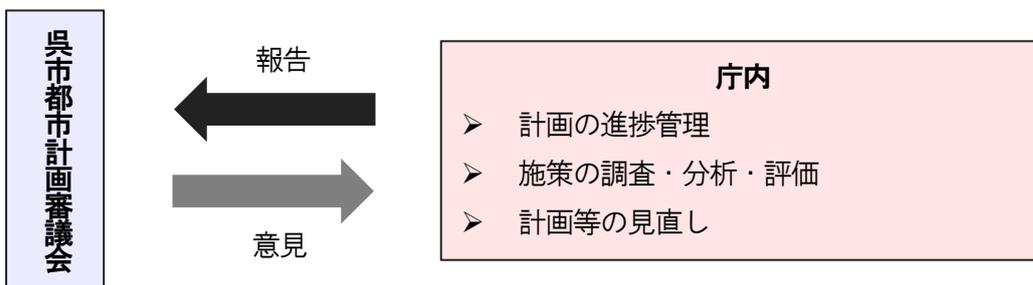


(2) 評価体制

計画の評価体制については、次に示すとおりです。

計画の進捗状況の報告や見直しの際は、呉市都市計画審議会を開催し、計画内容等に係る意見を反映できる評価体制とします。

■評価体制



(3) 計画の推進に向けた取組

計画における目指すべき都市像の実現に向けて、呉市都市計画マスタープランに掲げる「市民協働によるまちづくりの推進」を基本として取り組みます。また、呉市長期総合計画や関連する各分野の計画による取組を推進するとともに、既存の施設や機能、地域資源を最大限活用することで効率的かつ効果的な呉市独自のまちづくりを進めていきます。